島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営	
に関する基準等を定める条例 平成24年12月21日 島根県条例第64号	
目次 第1章~第13章 [略] <u>第14章</u> <u>雑則(第277条)</u> 附則	目次 第1章~第13章 〔略〕 〔新設〕 附則
第1条~第3条 [略]	第1条~第3条 〔略〕
(指定居宅サービスの事業の一般原則) 第4条 [略] 2 [略] 3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、 虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うととも に、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講 じなければならない。 4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提 供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定す る介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適 切かつ有効に行うよう努めなければならない。	(指定居宅サービスの事業の一般原則) 第4条 〔略〕 2 〔略〕 〔新設〕
第 5 条~第29条 〔略〕	第 5 条~第29条 〔略〕
(運営規程) 第30条 〔略〕	(運営規程) 第30条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ご とに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関 する規程(以下この章において「運営規程」とい う。)を定めておかなければならない。
(1)~(6) [略] (7) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (8) [略]	(1)~(6) 〔略〕 〔新設〕 <u>(7)</u> 〔略〕
第31条 〔略〕	第31条 〔略〕

(勤務体制の確保等)

第32条 〔略〕

2 · 3 [略]

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供 を確保する観点から、職場において行われる性的な言 動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上 必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等 の就業環境が害されることを防止するための方針の明 確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務 継続計画について周知するとともに、必要な研修及び 訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見 直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う ものとする。

(衛生管理等)

第33条 〔略〕

2 〔略〕

- 3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所に おいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次 の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等 に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研

(勤務体制の確保等)

第32条 〔略〕

2 · 3 〔略〕

[新設]

〔新設〕

(衛生管理等)

第33条 〔略〕

2 [略]

〔新設〕

修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第34条 〔略〕

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載 した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第35条~第38条 [略]

(地域との<u>連携等</u>)

第39条 [略]

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在 する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定 訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利 用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよ う努めなければならない。

第40条 〔略〕

(虐待の防止)

- 第40条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はそ の再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じ なければならない。
 - (1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等 に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施す ること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当 者を置くこと。

第41条~第56条 〔略〕

(運営規程)

第57条 〔略〕

(掲示)

第34条 〔略〕

〔新設〕

第35条~第38条 [略]

(地域との<u>連携</u>)

第39条 [略]

〔新設〕

第40条 〔略〕

〔新設〕

第41条~第56条 [略]

(運営規程)

第57条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護

(1)~(7) 〔略〕

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) 〔略〕

(勤務体制の確保等)

- 第57条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し 適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問 入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の 体制を定めておかなければならない。
- 2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業 所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介 護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければ ならない。
- 3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の 資質の向上のために、その研修の機会を確保しなけれ ばならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者 は、全ての訪問入浴介護従業者(看護師、准看護師、 介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定 する政令で定める者等の資格を有する者その他これに 類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的 な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ ならない。
- 4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第58条 [略]

(準用)

第59条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、<u>第32</u> 条の2から第36条まで及び第37条から第41条までの規 定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。こ の場合において、これらの規定中「訪問介護員等」と あるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中 「第30条」とあるのは「第57条」と、第33条第2項中 事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要 事項に関する規程(以下この章において「運営規程」 という。)を定めておかなければならない。

(1)~(7) 〔略〕

〔新設〕

(8) 〔略〕

〔新設〕

第58条 〔略〕

(準用)

第59条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、<u>第32</u>条 から第36条まで及び第37条から第41条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第57条」と、第33条第2項中

「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に 用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるも のとする。

第60条~第62条 [略]

(準用)

第63条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、<u>第32条の2</u>から第36条まで、第37条

から第41条まで (第38条第5項及び第6項を除く。) 及び第48条並びに第4節(第52条第1項及び第59条を 除く。) の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業につ いて準用する。この場合において、これらの規定中 「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」 と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第57条」 と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護につい て法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払 を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内 容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しな い指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介 護」と、第33条第2項中「設備及び備品等」とあるの は「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備 及び備品等」と、第52条第2項中「法定代理受領サー ビスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基 準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」と あるのは「前項」と読み替えるものとする。

第64条~第76条 〔略〕

(運営規程)

第77条 〔略〕

(1)~(6) 〔略〕

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 〔略〕

第78条~第84条 〔略〕

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に 用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるも のとする。

第60条~第62条 [略]

(準用)

第63条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、<u>第32条</u>から第36条まで、第37条、<u>第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条</u>から第41条まで

及び第48条並びに第4節(第52条第1項及び第59条を 除く。) の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業につ いて準用する。この場合において、これらの規定中 「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」 と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第57条」 と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護につい て法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払 を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内 容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しな い指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介 護」と、第33条第2項中「設備及び備品等」とあるの は「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備 及び備品等」と、第52条第2項中「法定代理受領サー ビスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基 準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」と あるのは「前項」と読み替えるものとする。

第64条~第76条 〔略〕

(運営規程)

第77条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)~(6) 〔略〕

〔新設〕

<u>(7)</u> 〔略〕

第78条~第84条 [略]

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第85条 [略]

(1)~(4) 〔略〕

(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリ テーション会議(次条第1項に規定する訪問リハビ リテーション計画又は第141条第1項に規定する通 所リハビリテーション計画の作成のために、利用者 及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療 法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サー ビス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービ ス等をいう。) の担当者その他の関係者(以下「構 成員」という。) により構成される会議(テレビ電 話装置等を活用して行うことができるものとする。 ただし、利用者又はその家族(以下この号において 「利用者等」という。) が参加する場合にあって は、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等 <u>の同意を得なければならない。)</u>をいう。以下同 じ。) の開催により、リハビリテーションに関する 専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構 成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサ ービスを提供する。

第86条 [略]

(運営規程)

第87条 [略]

(1)~(5) [略]

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) 〔略〕

第88条~第94条 〔略〕

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第95条 〔略〕

第85条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法 士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その 方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)~(4) 〔略〕

(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議(次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第141条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議

___をいう。以下同

じ。)の開催により、リハビリテーションに関する 専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構 成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサ ービスを提供する。

第86条 [略]

(運営規程)

第87条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)~(5) 〔略〕

〔新設〕

<u>(6)</u> 〔略〕

第88条~第94条 〔略〕

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第95条 〔略〕

 とする。

(1)~(3) [略]

- (4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養 上適切な居宅サービスが提供されるために必要があ ると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居 宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介 護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅 サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要 な情報提供又は助言を行う。
- (5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。
- (6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

<u>(7)</u> 〔略〕

- 3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理 指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師 又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の 維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資 するよう、妥当適切に行う。
 - (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切 丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対 し、療養上必要な事項について、理解しやすいよう に指導又は説明を行う。
 - (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。
 - (4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

(運営規程)

第96条 [略]

(1)~(5) 〔略〕

とする。

(1)~(3) [略]

〔新設〕

[新設]

[新設]

(4) 〔略〕

〔新設〕

(運営規程)

第96条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。(1)~(5) [略]

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項 〔新設〕 <u>(7)</u> 〔略〕 <u>(6)</u> 〔略〕 第97条~第106条 [略] 第97条~第106条 〔略〕 (運営規程) (運営規程) 第107条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所 第107条 〔略〕 ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に 関する規程(以下この章(第5節を除く。)において 「運営規程」という。)を定めておかなければならな (1)~(9) 〔略〕 (1)~(9) 〔略〕 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 〔新設〕 <u>(11)</u> 〔略〕 <u>(10)</u> 〔略〕 (勤務体制の確保等) (勤務体制の確保等) 第108条 〔略〕 第108条 〔略〕 2 「略〕 2 [略] 3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向 3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向 上のために、その研修の機会を確保しなければならな 上のために、その研修の機会を確保しなければならな い。その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所 介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支 援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者 等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる ために必要な措置を講じなければならない。 4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供 〔新設〕 を確保する観点から、職場において行われる性的な言 動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上 必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業 者の就業環境が害されることを防止するための方針の 明確化等の必要な措置を講じなければならない。 第109条 [略] 第109条 [略] (非常災害対策) (非常災害対策) 第110条 〔略〕 第110条 〔略〕 2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施 「新設」 に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努 <u>めなければな</u>らない。

(衛生管理等)

(衛生管理等)

第111条 〔略〕

- おいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次 の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及 びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テ レビ電話装置等を活用して行うことができるものと する。)をおおむね6月に1回以上開催するととも に、その結果について、通所介護従業者に周知徹底 を図ること。
- (2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及 びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業 者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための 研修及び訓練を定期的に実施すること。

(地域との連携等)

- 第111条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営 に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との 連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければ ならない。
- 2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たって は、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦 情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助 を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力す るよう努めなければならない。
- 3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在 する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指 定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住す る利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を 行うよう努めなければならない。

第111条の3 [略]

第112条 〔略〕

(準用)

27条、第28条<u>第32条の2</u>、第34条から第36条まで、 第37条、第38条、第40条の2、第41条及び第56条の規 定は、指定通所介護の事業について準用する。この場 合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは

第111条 〔略〕

2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所に 2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所に おいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要 な措置を講ずるよう努めなければ ならない。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

[新設]

第111条の2 [略]

第112条 〔略〕

(準用)

第113条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第┃第113条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第 27条、第28条____、第34条から第36条まで、 第37条から第39条まで 、第41条及び第56条の規 定は、指定通所介護の事業について準用する。この場 合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは

「第107条」と、同項、第28条、第32条の2第2項、 第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中

「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読 み替えるものとする。

第114条 〔略〕

(準用)

第115条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第 27条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、 第37条、第38条、第40条の2、第41条、第56条、第99 条、第101条及び第102条第4項並びに前節(第113条 を除く。) の規定は、共生型通所介護の事業について 準用する。この場合において、第9条第1項中「第30 条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第 107条に規定する運営規程をいう。第34条第1項にお いて同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共 生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通 所介護従業者」という。)」と、第28条<u>、第32条の2</u> 第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第 3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護 従業者」と、第102条第4項中「前項ただし書の場合 (指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用 し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提 供する場合に限る。) 」とあるのは「共生型通所介護 事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間 及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する 場合」と、第105条第2号、第106条第5項及び第108 条第3項及び第4項並びに第111条第2項第1号及び 第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所 介護従業者」と、第112条第2項第2号中「次条にお いて準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2 項」と、同項第3号中「次条において準用する第27 条」とあるのは「第27条」と、同項第4号中「次条に おいて準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第 2項」と読み替えるものとする。

第116条~第134条 〔略〕

(準用)

20条、第22条、第27条、第28条、第32条の2、第34条

「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所 介護従業者」と、第34条

「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読 み替えるものとする。

第114条 〔略〕

(準用)

第115条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第 27条、第28条 、第34条から第36条まで、 第37条から第39条まで 、第41条、第56条、第99 条、第101条及び第102条第4項並びに前節(第113条 を除く。) の規定は、共生型通所介護の事業について 準用する。この場合において、第9条第1項中「第30 条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第 107条に規定する運営規程をいう。第34条において 同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共 生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通 所介護従業者」という。)」と、第28条及び第34条

____中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護 従業者」と、第102条第4項中「前項ただし書の場合 (指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用 し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提 供する場合に限る。)」とあるのは「共生型通所介護 事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間 及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する 場合」と、第105条第2号、第106条第5項及び第108 条第3項

中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所 介護従業者」と、第112条第2項第2号中「次条にお いて準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2 項」と、同項第3号中「次条において準用する第27 条」とあるのは「第27条」と、同項第4号中「次条に おいて準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第 2項」と読み替えるものとする。

第116条~第134条 〔略〕

(準用)

第135条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第 | 第135条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第 20条、第22条、第27条、第28条 、第34条 から第36条まで、第37条、第38条(第5項及び第6項を除く。)、<u>第40条の2</u>、第41条、第56条、第99条及び第4節(第103条第1項及び第113条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第107条」と、同項、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と

_____、第103条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第136条~第142条 〔略〕

(運営規程)

第143条 〔略〕

(1)~(8) [略]

(9) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u>

<u>(10)</u> 〔略〕

(衛生管理等)

第144条 〔略〕

- 2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、 次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討 する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うこと ができるものとする。)をおおむね6月に1回以上 開催するとともに、その結果について、通所リハビ リテーション従業者に周知徹底を図ること。

から第36条まで、第37条、第38条(第5項及び第6項 を除く。)、<u>第39条</u>、第41条、第56条、第99条及 び第4節(第103条第1項及び第113条を除く。)の規 定は、基準該当通所介護の事業について準用する。こ の場合において、第9条第1項中「第30条」とあるの は「第107条」と、______

一「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第103条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第136条~第142条 〔略〕

(運営規程)

第143条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定 通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事 業の運営についての重要事項に関する規程(以下この 章において「運営規程」という。)を定めておかなけ ればならない。

(1)~(8) [略]

〔新設〕

(9) 〔略〕

(衛生管理等)

第144条 〔略〕

2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必</u>要な措置を講ずるよう努めなければならない。

〔新設〕

- (2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備 すること。
- (3) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第145条 〔略〕

(準用)

第146条 第9条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条<u>第32条の2</u>、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第69条、第103条及び第108条から第110条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第143条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第108条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

第147条 〔略〕

(従業者の員数)

第148条 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

第145条 〔略〕

(準用)

第146条 第9条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条____、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第69条、第103条及び第108条から第110条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第143条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第108条第3項________中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

第147条 〔略〕

(従業者の員数)

第148条 指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下 「指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節から第5節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員(当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防知期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準第128条に規

- (1) 医師 1 以上
- (2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100 又はその端数を増すごとに<u>1</u>以上
- (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1 以上
- (4) 栄養士 1 以上
- (5) 機能訓練指導員 1 以上
- (6) [略]

 $2 \sim 4$ 〔略〕

- 5 第1項第2号の生活相談員<u>のうち1人以上は、常勤</u>でなければならない。また、同項第3号の介護職員又 <u>は看護職員のうち1人以上</u>は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の 場合にあっては、<u>生活相談員、介護職員及び看護職員</u> のいずれも常勤で配置しないことができる。
- 6 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション(併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「併設本体施設」という。)を含む。)との密接な連携により看護職員を確保することとする。
- <u>7</u> 〔略〕
- 8 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入 所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短 期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介 護の事業とが同一の事業所において一体的に運営され

定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第165条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。

- (1) 医師 1人以上
- (2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100 又はその端数を増すごとに1人以上
- (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上
- (4) 栄養士 1人以上
- (5) 機能訓練指導員 1人以上
- (6) [略]

 $2 \sim 4$ 〔略〕

5 第1項第2号の生活相談員<u>並びに同項第3号の介護</u> 職員及び看護職員のそれぞれのうち1人

[新設]

6 [略]

7 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入 所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短 期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介 護の事業とが同一の事業所において一体的に運営され ている場合については、指定介護予防サービス等条例 第130条第1項から<u>第7項</u>までに規定する人員に関す る基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準 を満たしているものとみなすことができる。

第149条・第150条 〔略〕

(設備及び備品等)

第151条 〔略〕

(1) 「略]

(2) 〔略〕

- ア 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長(消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長と相談の上、第168条において準用する<u>第110条第1項</u>に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- イ 第168条において準用する<u>第110条第1項</u>に規定する訓練については、<u>同項</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 〔略〕

2 · 3 [略]

4 併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び併設本体施設

の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備(居室を除く。)を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5~8 [略]

ている場合については、指定介護予防サービス等条例 第130条第1項から<u>第6項</u>までに規定する人員に関す る基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準 を満たしているものとみなすことができる。

第149条・第150条 〔略〕

(設備及び備品等)

第151条 指定短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。) は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。

(1) 〔略〕

- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ア 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長(消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長と相談の上、第168条において準用する<u>第110条</u> __ に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ 第168条において準用する<u>第110条</u>に規定する訓練については、<u>同条</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 〔略〕

2 · 3 [略]

4 併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び<u>当該併設事業所を併設する</u>特別養護老人ホーム等(以下この章において「併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備(居室を除く。)を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5~8 [略]

第152条~第163条 〔略〕

(運営規程)

第164条 〔略〕

 $(1)\sim(8)$

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) 〔略〕

第165条~第167条 〔略〕

(準用)

第168条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで<u>(第39条第2項を除く。)</u>、第56条、第108条、第110条及び第111条は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第169条・第170条 〔略〕

(設備及び備品等)

第171条 〔略〕

(1) 〔略〕

(2) [略]

ア 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の

第152条~第163条 〔略〕

(運営規程)

第164条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる 事業の運営についての重要事項に関する規程(以下こ の章において「運営規程」という。)を定めておかな ければならない。

 $(1)\sim(8)$

〔新設〕

(9) [略]

第165条~第167条 〔略〕

(準用)

第168条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第
20条、第22条、第27条、 , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
条まで、第37条から第41条まで
、第56条、第108条、第110条及び第111条は、
指定短期入所生活介護の事業について準用する。この
場合において、第34条中
「訪問介護員等」と
あるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第
3項
中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介
護従業者」と読み替えるものとする。

第169条・第170条 〔略〕

(設備及び備品等)

第171条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。)の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

- (1) 〔略〕
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
- ア 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の

所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第181条において準用する第168条において準用する<u>第110条第1項</u>に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第181条において準用する第168条において準用 する<u>第110条第1項</u>に規定する訓練については、 <u>同項</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間におい て行うこと。

ウ [略]

2~5 [略]

6 〔略〕

(1) ユニット

ア居室

(ア) [略]

(2) 「四夕〕

(4) 居室は、いずれかのユニットに属するものと し、当該ユニットの共同生活室に近接して一体 的に設けること。ただし、1のユニットの利用 定員(当該ユニット型指定短期入所生活介護事 業所において同時にユニット型指定短期入所生 活介護の提供を受けることができる利用者(当 該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユ ニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者 (指定介護予防サービス等基準第153条第1項 に規定するユニット型指定介護予防短期入所生 活介護事業者をいう。以下同じ。) の指定を併 せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活 介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所 生活介護の事業(指定介護予防サービス等基準 第151条に規定するユニット型指定介護予防短 期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。)と が同一の事業所において一体的に運営されてい る場合にあっては、ユニット型指定短期入所生 活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生 活介護の利用者。第180条において同じ。)の 数の上限をいう。以下この節において同じ。) は、原則としておおむね10人以下とし、15人を 超えないものとする。

(ウ) 利用者 1 人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。_____

所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第181条において準用する第168条において準用する第110条 に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第181条において準用する第168条において準用 する<u>第110条</u>に規定する訓練については、 <u>同条</u>に規定する計画に従い、昼間及び夜間におい て行うこと。

ウ [略]

2~5 [略]

- 6 第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとす る。
 - (1) ユニット

ア居室

(ア) [略]

(4) 居室は、いずれかのユニットに属するものと し、当該ユニットの共同生活室に近接して一体 的に設けること。ただし、1のユニットの利用 定員(当該ユニット型指定短期入所生活介護事 業所において同時にユニット型指定短期入所生 活介護の提供を受けることができる利用者(当 該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユ ニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者 (指定介護予防サービス等基準第153条第1項 に規定するユニット型指定介護予防短期入所生 活介護事業者をいう。以下同じ。) の指定を併 せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活 介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所 生活介護の事業(指定介護予防サービス等基準 第151条に規定するユニット型指定介護予防短 期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。)と が同一の事業所において一体的に運営されてい る場合にあっては、ユニット型指定短期入所生 活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生 活介護の利用者。第180条において同じ。)の 数の上限をいう。以下この節において同じ。) は、おおむね10人以下としなければならない

(ウ) 利用者 1 人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。<u>また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同</u>

	<u>士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室</u>
	を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間
	が生じても差し支えない。
(エ) [既各]	(エ) 〔既各〕
イ~エ 〔略〕	イ~エ 〔略〕
(2) 〔略〕	(2) 〔略〕
7・8 [略]	7・8 [略]
第172条~第177条 〔略〕	第172条~第177条 〔略〕
(運営規程)	(運営規程)
第178条 〔略〕	第178条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、
	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規
	程を定めておかなければならない。
(1)~(9)	(1)~(9)
10	〔新設〕
(11) 〔昭]	<u>(10)</u> 〔略〕
(勤務体制の確保等)	(勤務体制の確保等)
第179条 〔略〕	第179条 〔略〕
2・3 [略]	2・3 [略]
4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入	4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入
所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の	所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の
機会を確保しなければならない。 <u>その際、当該ユニッ</u>	機会を確保しなければならない。
ト型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所	
生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介	
護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定め	
<u>る者等の資格を有する者その他これに類する者を除</u>	
く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講	
させるために必要な措置を講じなければならない。	
5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切な	〔新設〕
ユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観	
点から、職場において行われる性的な言動又は優越的	
な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当	
な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の	
就業環境が害されることを防止するための方針の明確	
<u>化等の必要な措置を講じなければならない。</u>	
第180条~第181条の2 〔略〕	第180条~第181条の2 〔略〕
(準用)	(準用)
第181条の3 第10条から第14条まで、第16条、第17	第181条の3 第10条から第14条まで、第16条、第17

条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで(第39条第2項を除く。)、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条及び第149条並びに第4節(第168条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「運営規程(第164条に規定する運営規程をいう。第152条第1項において同じ。)」と、同項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護で表現程をいう。第152条第1項において同じ。)」と、同項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者

」と、第108条第3項及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第152条第1項中「第164条に規定する運営規程」と、の項、第155条第3項、第156条第1項及び第163条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第167条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第38条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第40条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。

第182条 [略]

(従業者の員数)

第183条 〔略〕

条、第20条、第22条、第27条、第34条か
ら第36条まで、第37条から第41条まで
、第56条、第108条、第110条、第111条、
第147条及び第149条並びに第4節(第168条を除
く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業につ
いて準用する。この場合において、 <u>第34条中</u>
「運営
規程」とあるのは「運営規程(第164条に規定する運
営規程をいう。第152条第1項において同じ。)」
と、「訪問
介護員等」とあるのは「 <u>共生型短期入所生活介護の提</u>
供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従
業者」という。)」と、第108条第3項
中「通所介護

従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第152条第1項中「第164条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第155条第3項、第156条第1項及び第163条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第167条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。

第182条 〔略〕

(従業者の員数)

第183条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当 短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下 この節において「短期入所生活介護従業者」とい う。)の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社 会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該 基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期 待することができる場合であって、利用者の処遇に支 障がないときは、第3号の栄養士を置かないことがで きる。

- (1) 生活相談員 1 以上
- (2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者 (当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当 短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入 所生活介護(指定介護予防サービス等基準第179条 に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をい う。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一 体的に運営している場合にあっては、当該事業所に おける基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護 予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第 185条において同じ。)の数が3又はその端数を増 すごとに1_以上
- (3) 栄養士 1 以上
- (4) 機能訓練指導員 1 以上
- (5) [略]

2~5 [略]

第184条~第187条 〔略〕

(準用)

第188条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第 22条、第27条<u>第32条の2</u>、第34条から第36条まで、 第37条<u></u>

から第41条まで(第38条第5項及び第6項並びに第 39条第2項を除く。)、第56条、第108条、第110条、 第111条、第147条並びに第4節(第154条第1項及び 第168条を除く。) の規定は、基準該当短期入所生活 介護の事業について準用する。この場合において、第 20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第 41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受け る居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、 第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪 問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」 と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の 2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは 「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項及び 第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号中「通 所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業 者」と、第154条第2項中「法定代理受領サービスに 該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準 該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」 とあるのは「前項」と、第160条中「医師及び看護職

- (1) 生活相談員 1人以上
- (2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者 (当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当 短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入 所生活介護(指定介護予防サービス等基準第179条 に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をい う。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一 体的に運営している場合にあっては、当該事業所に おける基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護 予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第 185条において同じ。)の数が3又はその端数を増 すごとに1人以上
- (3) 栄養士 1人以上
- (4) 機能訓練指導員 1人以上
- (5) [略]

 $2 \sim 5$ [略]

第184条~第187条 〔略〕

(準用)
到88条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第
22条、第27条、第34条から第36条まで、
第37条、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39
<u>条</u> から第41条まで
、第56条、第108条、第110条、
第111条、第147条並びに第4節(第154条第1項及び
第168条を除く。) の規定は、基準該当短期入所生活
介護の事業について準用する。この場合において、第
20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第
41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受け
る居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、
第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪
問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」
と、 <u>第</u> 34条中
「訪問介護員等」とあるのは
「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項
中「通
所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業
者」と、第154条第2項中「法定代理受領サービスに
該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準
該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」

とあるのは「前項」と、第160条中「医師及び看護職

員」とあるのは「看護職員」と、第165条第2項中 「静養室」とあるのは「静養室等」と、第167条第2 項第2号中「次条において準用する第20条第2項」と あるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条に おいて準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同 項第5号中「次条において準用する第38条第2項」と あるのは「第38条第2項」と、同項第6号中「次条に おいて準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第 2項」と読み替えるものとする。

第189条~第200条 〔略〕

(運営規程)

第201条 〔略〕

(1)~(6) 〔略〕

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 〔略〕

第202条・第203条 〔略〕

(準用)

第204条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第 第 20条、第22条、第27条<u>第32条の2</u>、第34条、第35 条、第37条から第41条まで(第39条第2項を除 <u>く。)</u>、第56条、第108条、第110条、第144条、第152 条、第153条第2項及び第166条の規定は、指定短期入 所療養介護の事業について準用する。この場合におい て、<u>第32条の2第2項、第34条第1項並びに第</u>40条の 2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは 「短期入所療養介護従業者」と、第108条第3項及び 第4項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療 養介護従業者」と、第144条第2項第1号及び第3号 中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短 期入所療養介護従業者」と、第152条第1項中「第164 条」とあるのは「第201条」と、「短期入所生活介護 従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読 み替えるものとする。

第205条~第212条 〔略〕

員」とあるのは「看護職員」と、第165条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第167条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。

第189条~第200条 〔略〕

(運営規程)

第201条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる 事業運営についての重要事項に関する規程(以下この 章において「運営規程」という。)を定めておかなけ ればならない。

(1)~(6) [略]

〔新設〕

(7) 〔略〕

第202条・第203条 〔略〕

(準用)

至204条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第
20条、第22条、第27条、第34条、第35
条、第37条から第41条まで
、第56条、第108条、第110条、第144条、第152
条、第153条第2項及び第166条の規定は、指定短期入
所療養介護の事業について準用する。この場合におい
て、第34条中
「訪問介護員等」とあるのは
「短期入所療養介護従業者」と、第108条第3項
中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療
養介護従業者」と、第152条中
「第164
条」とあるのは「第201条」と、「短期入所生活介護
従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読
み替えるものとする。

第205条~第212条 〔略〕

(運営規程)

第213条 〔略〕

(1)~(6) 〔略〕

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) [略]

(勤務体制の確保等)

第214条 〔略〕

2 • 3 [略]

- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切な ユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観 点から、職場において行われる性的な言動又は優越的 な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当 な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の 就業環境が害されることを防止するための方針の明確 化等の必要な措置を講じなければならない。

第215条~第225条 〔略〕

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第226条 〔略〕

 $2 \sim 5$ 〔略〕

6 [略]

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(運営規程)

第213条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規 程を定めておかなければならない。

(1)~(6) 〔略〕

〔新設〕

(7) 〔略〕

(勤務体制の確保等)

第214条 〔略〕

2 · 3 〔略〕

4	ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入
	所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の
	機会を確保しなければならない。
	-

[新設]

第215条~第225条 [略]

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第226条 〔略〕

2~5 [略]

- 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束 等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなけれ ばならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会_____

を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に 周知徹底を図ること。

(2) • (3) 〔略〕 (2) • (3) 〔略〕 7 [略] 7 [略] 第227条~第231条 〔略〕 第227条~第231条 〔略〕 (運営規程) (運営規程) 第232条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定 第232条 〔略〕 特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重 要事項に関する規程(以下この章において「運営規 程」という。)を定めておかなければならない。 (1)~(8) 〔略〕 (1)~(8) [略] (9) 虐待の防止のための措置に関する事項 〔新設〕 (10) [略] (9) [略] (勤務体制の確保等) (勤務体制の確保等) 第233条 〔略〕 第233条 〔略〕 2 · 3 [略] 2 · 3 [略] 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従 業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保し 業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保し なければならない。その際、指定特定施設入居者生活 なければならない。 介護事業者は、全ての特定施設従業者(看護師、准看 護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項 に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他 これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る 基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じな ければならない。 〔新設〕 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定 特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を 背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を 超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害され ることを防止するための方針の明確化等の必要な措置 を講じなければならない。 第234条~第236条 [略] 第234条~第236条 [略] (準用) (準用) 第237条 第12条、第13条、第22条、第27条<u>第32条の</u> 第237条 第12条、第13条、第22条、第27条___

__、第34条から第36条まで、第37条_____

から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条

及び第159条の規定は、指定特定施設入居者生活介護

の事業について準用する。この場合において、第34条

2、第34条から第36条まで、第37条<u>第38条、第40条</u>

から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条

及び第159条の規定は、指定特定施設入居者生活介護

の事業について準用する。この場合において、第32条

2、第34条から第36条まで、第37条<u>第38条、第40条</u> から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111 条、第222条、第224条から第227条まで、第230条、第 231条及び第233条から第235条までの規定は、外部サ ービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業につ いて準用する。この場合において、第32条の2第2項 並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員 等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第34条 第1項中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス 利用型特定施設従業者」と、第35条中「指定訪問介護 事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サー ビス事業所」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」と あるのは「指定特定施設の従業者」と、第111条第2 項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは 「指定特定施設の従業者」と、第224条第2項中「指 定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サー ビスを」と、第227条中「他の特定施設従業者」とあ るのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び 受託居宅サービス事業者」と、第233条中「指定特定

の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及	<u> </u>
び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従	「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従
業者」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるの	業者」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるの
は「特定施設従業者」と、第111条第2項第1号及び	は「特定施設従業者」と
第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従	
<u>業者」と</u> 読み替えるものとする。	読み替えるものとする。
第238条~第244条 〔略〕	第238条~第244条 〔略〕
(運営規程)	(運営規程)
第245条 〔略〕	第245条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活
	介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業
	の運営についての重要事項に関する規程(以下この節
	において「運営規程」という。)を定めておかなけれ
	ばならない。)
(1)~(9) [略]	(1)~(9) [略]
10 虐待の防止のための措置に関する事項	〔新設〕
<u>(11)</u>	<u>(10)</u> [略]
第246条・第247条 [略]	第246条・第247条 〔略〕
(準用)	(準用)
第248条 第12条、第13条、第22条、第27条 <u>、第32条の</u>	第248条 第12条、第13条、第22条、第27条
2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条	、第34条から第36条まで、第37条
から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111	から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111
条、第222条、第224条から第227条まで、第230条、第	条、第222条、第224条から第227条まで、第230条、第
231条及び第233条から第235条までの規定は、外部サ	231条及び第233条から第235条までの規定は、外部サ
ービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業につ	ービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業につ
いて準用する。この場合において、 <u>第32条の2第2項</u>	いて準用する。この場合において、 <u>第34条中</u>
並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員	
等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第34条	
第1項中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス	「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス
利用型特定施設従業者」と、第35条中「指定訪問介護	利用型特定施設従業者」と、第35条中「指定訪問介護
事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サー	事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サー
ビス事業所」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」と	ビス事業所」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」と
あるのは「指定特定施設の従業者」と <u>、第111条第2</u>	あるのは「指定特定施設の従業者」と
項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは	
「指定特定施設の従業者」と、第224条第2項中「指	、第224条第2項中「指
定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サー	定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サー
ビスを」と、第227条中「他の特定施設従業者」とあ	┃ ┃ ビスを」と、第227条中「他の特定施設従業者」とあ

るのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び

受託居宅サービス事業者」と、第233条中「指定特定

施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と 読み替えるものとする。

第249条~第256条 〔略〕

(運営規程)

第257条 〔略〕

(1)~(5) 〔略〕

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

<u>(7)</u> 〔略〕

第258条・第259条 〔略〕

(衛生管理等)

第260条 〔略〕

2~5 [略]

- 6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよ うに、次の各号に掲げる措置を講じなければならな い。
 - (1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具 専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止 のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示及び目録の備え付け)

第261条 〔略〕

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を 記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付 け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させる ことにより、同項の規定による掲示に代えることがで きる。 施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と 読み替えるものとする。

第249条~第256条 〔略〕

(運営規程)

第257条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸 与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重 要事項に関する規程(以下この章において「運営規 程」という。)を定めておかなければならない。

(1)~(5) 〔略〕

〔新設〕

(6) 〔略〕

第258条・第259条 [略]

(衛生管理等)

第260条 〔略〕

2~5 [略]

〔新設〕

(掲示及び目録の備え付け)

第261条 〔略〕

〔新設〕

3 〔略〕

第262条 〔略〕

(準用)

<u>32条の2</u>、第35条、第36条、第37条から第41条まで、 第56条並びに第108条第1項、第2項及び第4項の規 定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。こ の場合において、第9条第1項中「第30条」とあるの は「第257条」と、同項、第32条の2第2項並びに第 40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とある のは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同 じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用 具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とある のは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護 員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利 用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提 供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日 並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるの は「種目、品名」と、第108条第1項、第2項及び第 4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門 相談員」と、同条第2項中「処遇」とあるのは「サー ビス利用」と読み替えるものとする。

第264条 〔略〕

(準用)

第265条 第9条から第15条まで、第17条から第20条ま で、第22条、第27条、第32条の2、第35条、第36条、 第37条

から第41条まで(第38条第5項及び第6項を除 く。)、第56条、第108条第1項、第2項及び第4 項、第249条、第251条、第252条並びに第4節(第253 条第1項及び第263条を除く。)の規定は、基準該当 福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、 第9条第1項中「第30条」とあるのは「第257条」 と、同項、第32条の2第2項並びに第40条の2第1号 及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具 専門相談員」と、第11条中「実施地域」とあるのは 「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第 2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助

2 〔略〕

第262条 〔略〕

(準用) 第263条 第9条から第20条まで、第22条、第27条<u>、第</u> | 第263条 第9条から第20条まで、第22条、第27条_ ____、第35条、第36条、第37条から第41条まで、 第56条並びに第108条第1項及び第2項 の規 定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。こ の場合において、第9条第1項中「第30条」とあるの は「第257条」と、__ 「訪問介護員等」とある のは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同 じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用 具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とある のは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護 員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利 用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提 供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日 並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるの は「種目、品名」と、第108条第2項 中「処遇」とあるのは「サー

ビス利用」と読み替えるものとする。

第264条 〔略〕

(準用)

第265条 第9条から第15条まで、第17条から第20条ま で、第22条、第27条____、第35条、第36条、 第37条、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39 条から第41条まで

、第56条、第108条第1項及び第2項 、第249条、第251条、第252条並びに第4節(第253 条第1項及び第263条を除く。)の規定は、基準該当 福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、 第9条第1項中「第30条」とあるのは「第257条」 と、

____「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具 専門相談員」と、第11条中「実施地域」とあるのは 「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第 2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助

言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第20条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第108条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第253条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第266条~第275条 〔略〕

(準用)

第276条 第9条から第15条まで、第17条から第19条ま で、第27条、第32条の2、第33条、第35条、第36条、 第37条から第41条まで、第56条、第108条第1項、第 2項及び第4項、第254条、第257条から第259条まで 並びに第261条の規定は、指定特定福祉用具販売の事 業について準用する。この場合において、第9条第1 項中「第30条」とあるのは「第276条において準用す る第257条」と、同項、第32条の2第2項、第33条第 3項第1号及び第3号並びに第40条の2第1号及び第 3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相 談員」と、第11条中「以下同じ。)」とあるのは「以 下同じ。)、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第15 条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又 は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは 「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは 「利用者」と、第33条第1項中「訪問介護員等」とあ るのは「従業者」と、第108条第1項、第2項及び第 4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門 相談員」と、同条第2項中「処遇」とあるのは「サー ビス利用」と、第254条中「福祉用具」とあるのは 「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」 と、第257条中「利用料」とあるのは「販売費用の 額」と、第258条及び第259条中「福祉用具」とあるの は「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第20条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第108条第2項

一一中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、 第253条第2項中「法定代理受領サービスに該当しな い指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具 貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前 項」と読み替えるものとする。

第266条~第275条 〔略〕

(準用)

第276条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条_____、第33条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条、第108条第1項及び第2項___、第254条、第257条から第259条まで並びに第261条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第276条において準用する第257条」と、______

_____「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第33条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第108条第2項

中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第254条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第257条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第258条及び第259条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

第14章 雑則

(電磁的記録等)

第277条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービ スの提供に当たる者は、作成、保存、その他これらに 類するもののうち、この条例の規定において書面(書 面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その 他文字、図形等人の知覚によって認識することができ る情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下こ の条において同じ。) で行うことが規定されている又 は想定されるもの (第12条第1項 (第42条の3、第47 条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113 条、第115条、第135条、第146条、第168条(第181条 において準用する場合を含む。)、第181条の3、第 188条、第204条(第216条において準用する場合を含 む。) <u>、第237条、第248条、第263条、第265条及び第</u> 276条において準用する場合を含む。)及び第224条第 1項(第248条において準用する場合を含む。)並び に次項に規定するものを除く。) については、書面に 代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁 気的方式その他人の知覚によっては認識することがで きない方式で作られる記録であって、電子計算機によ る情報処理の用に供されるものをいう。) により行う <u>ことができる。</u>

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則 〔略〕

[新設]

附 則 〔略〕